

○社会教育法（抜粋）

（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

第 4 章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

○高知県社会教育委員条例

(昭和 25 年 2 月 7 日条例第 7 号)

改正 平成 25 年 12 月 27 日条例第 91 号

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例

(設置等)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき高知県教育委員会に高知県社会教育委員(以下「委員」という。)を置くとともに、同法第 18 条の規定により委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員の委嘱の基準は、次に掲げる者のうちから委嘱することとする。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

(定数等)

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、5 人以内の臨時の委員を置くことができる。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 91 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○高知県社会教育委員の会議の運営に関する規則

(昭和45年12月28日教育委員会規則第9号)

改正 平成5年3月24日教育委員会規則第2号 平成9年8月29日教育委員会規則第21号

高知県社会教育委員の会議の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県社会教育委員の会議(以下「会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称)

第2条 会議は、高知県社会教育委員会と称する。

(委員長及び副委員長)

第3条 会議に、委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議の招集)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の日時、場所及び議題は、委員長が定め、事前に各委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第5条 会議の議長は、委員長が当たる。

2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、同一の事項について再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員の協議により別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月29日教育委員会規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和5・6年度 高知県社会教育委員会

1 テーマ

これからの社会教育と若者世代

2 テーマ設定について

- 子どもから大人まで、地域住民全員を巻き込んで地域をつなぐ中心的な役割を担っていた青年団活動も、現在は団員不足などにより、多くの市町村で青年団が消滅、活動中止している。
- 公民館や婦人会など、現在の社会教育の中心的団体の会員の中には、10代～30代の頃に青年団活動を経験した方が多いが、青年団の急激な衰退に伴い、次世代の社会教育の担い手が不足している。
- 地域における社会教育の拠点である公民館において、利用者の中心は子どもと高齢者が大半となっており、その間をつなぐ世代の活動が少ないことが課題となっている。

3 協議事項（県内の教育課題に対応するため、以下の項目について協議）

- 社会教育の場において、若者世代ができることについて。
- 市町村において、若者世代が活動・活躍する場を増やす方法について。
- 持続可能な若者活動について（若者と地域のそれぞれの視点から）。
- 若者同士や、異世代間との交流を通しての学びの循環について（継承等）。
- 人材の発掘・養成について。

4 協議内容例

- (1) 現状の課題の調査・分析
- (2) 先進的な取組を行い、成果をあげている組織や自治体の視察
- (3) 現状の課題と視察内容を参考に、本県に必要な取組の方向性と具体的な方策

高知県社会教育委員会 提言にかかるスケジュール(案)

資料3

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

テーマ これからの社会教育と若者世代			
年度	回	開催時期(予定)	会議内容
R5年度	第1回	令和5年 5月	【協議】 ◆テーマ設定の趣旨について ◆現状と課題の整理
	第2回	令和5年 8月	【視察・協議】 ◆現地視察先検討 ◆意見交換
	第3回	令和5年 10月	【協議】 ◆令和6年度 社会教育関係団体への補助金について ◆取組の方向性等について
	第4回	令和6年 2月	【協議】 ◆骨子の検討
R6年度	第5回	令和6年 4月	【協議】 ◆提言案の検討
	第6回	令和6年 6月	【協議】 ◆提言案のまとめ
	第7回	令和6年 8月	【協議・提言】 ◆令和7年度 社会教育関係団体への補助金について ◆高知県教育委員会との意見交換会
	第8回	令和7年 2月	【提言・報告】 ◆提言を受け、事業化した取組について